掲示用

飲酒運転の根絶に向けて!!

公益社団法人 全日本トラック協会

『飲酒運転防止対策マニュアル』活用を

飲酒運転は絶対に「しない！」「させない！」

死亡事故などの重大事故に直結する「飲酒運転」が、いまだにあとを絶ちません。酒酔い、酒気帯びなどの飲酒運転はきわめて悪質・危険な犯罪行為であり、ドライバー本人や同乗者等が厳しく罰せられるだけでなく、万一事故を起こせば被害者やその家族の人生を大きく狂わせる結果を招くことになりかねません。また、事業用トラックドライバーが飲酒運転で事故を起こし、飲酒運転防止への指導監督が不十分であった場合には事業者の責任も問われ、事業停止や車両使用停止などの行政処分を受けるだけでなく、社会的信用も失墜し、経営に重大な影響を及ぼすことになります。

飲酒運転を防止するためには、ドライバーの意識もさることながら、事業者として点呼時のアルコールチェックの徹底が欠かせません。このため、全日本トラック協会が策定した『飲酒運転防止対策マニュアル』を活用するとともに、点呼時におけるアルコールチェックを励行し、アルコール検知器の正しい運用が求められます。

ここでは、近年の飲酒運転事故の発生状況とともに、点呼の実施とアルコール検知器の使用などについて紹介します。

図1 車籍地別飲酒運転事故件数

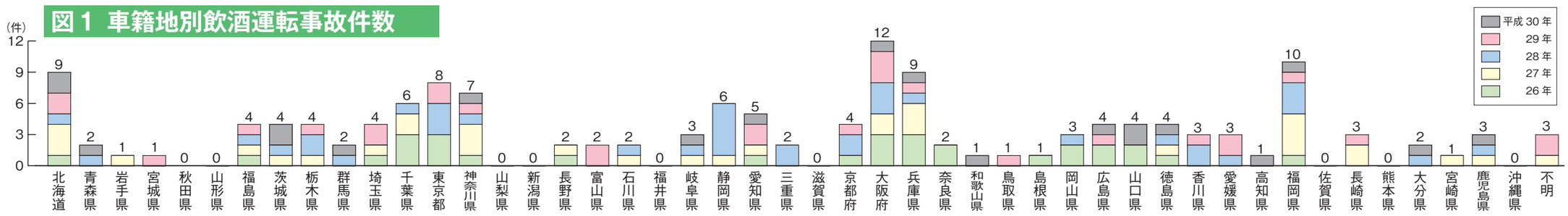

図6 点呼の実施とアルコール検知器の使用

出典：全日本トラック協会『飲酒運転防止対策マニュアル』

点呼執行体制の強化

- 運行管理者と補助者との連携体制の確立による厳正な点呼の実施
- 点呼執行場所の照明等の環境の改善

＜参考＞
◎アルコール検知器備え義務違反
●検知器の備えなし（備えなしとは、アルコール検知器が１器も備えつけられていない場合をいう）
・初違反　60日車
・再違反　120日車

↓

乗務開始前の点呼

- アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認
- 対面距離等を見直し、顔色や呼気の臭い、応答の声の調子など目視による確認
- ドライバーからの自主申告の徹底（飲酒の有無や量、飲酒後経過時間、睡眠状況、体調等）

＜参考＞
◎アルコール検知器の常時有効保持義務違反
●常時有効保持義務違反とは
①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。
②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。
・初違反　20日車
・再違反　40日車

- 対面点呼ができない場合は、ドライバーにアルコール検知器を携行させ、又は自動車に設置されているアルコール検知器を使用させ、酒気の有無の測定及び結果を報告させることの徹底

↓

酒気が確認された者の乗務禁止

「酒気を帯びた状態」は、道路交通法施行令第44条の３に規定する呼気中のアルコール濃度0.15mg/lであるか否かを問わない。

↓

乗務終了後の点呼

- アルコール検知器による酒気帯びの有無の確認
- 対面による顔色や呼気の臭い、応答の声の調子など目視による確認

↓

酒気が確認された者への社内規定に基づく厳正な処分

※乗務開始前・終了後のいずれも対面点呼ができない場合は、乗務の途中に「中間点呼」を実施し、アルコール検知器による酒気の有無の測定及び結果の報告をさせる。

▶『飲酒運転防止対策マニュアル』は全ト協ホームページからダウンロードが可能です

図2 事業用トラック飲酒運転及び事故件数の推移

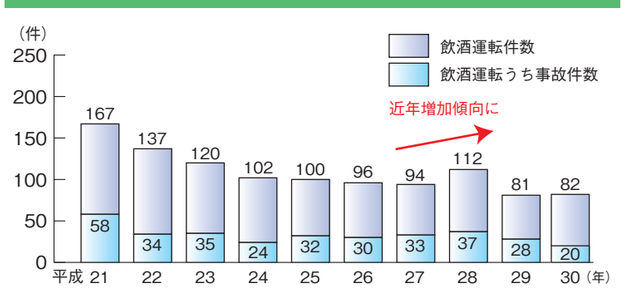

図3 事業用トラック人身事故及び死者数の推移

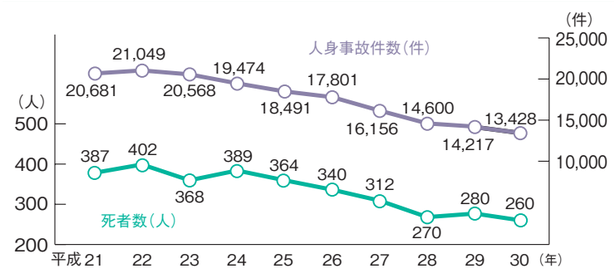

図1、2、3の出典：警察庁「交通事故統計」および（公財）交通事故総合分析センター「交通統計」

事業用トラックにおける近年の飲酒運転事故件数分析

事業用トラックにおける飲酒運転事故件数（図1・2）は、平成24年までは減少傾向にありましたが、近年再び増加しており、特に28年には37件の事故が発生、過去9年間で最悪の結果でした。30年は、各種交通事故防止対策などが功を奏し過去最少となりました。しかし、飲酒運転（酒酔い運転および酒気帯び運転）の件数はいまだ減少傾向になく、「プラン20 20」の目標である「飲酒運転ゼロ」にはほど遠い状況です。

車籍地別ワースト5 大阪、福岡、北海道、兵庫、東京

平成26年～30年に発生した事業用トラックが第1当事者となる飲酒運転事故を、都道府県ごと（車籍地別）にみると、大阪府が12件と最も多く、次いで福岡県の10件、北海道、兵庫県の各9件、そして東京都の8件となっています（図1）。

一方、秋田県、山形県、山梨県、新潟県、福井県、滋賀県、佐賀県、熊本県、沖縄県の9県ではゼロ件でした。

なお、平成30年中に発生した事業用トラックの人身事故件数は1万3428件と、最近10年では順調に減少しています。

死者数に関しても一昨年より20人減少しており（図3）、交通事故防止対策をいっそう推進し、ゼロを目指すことが必要です。

飲酒運転には厳しい罰則

飲酒運転による事故が発生すると、ドライバーには懲役などの厳しい罰則（図4）が科せられ、その結果、解雇や失業、さらには生活崩壊や家庭崩壊を招くケースも決して珍しくありません。

また、運送事業者に与える影響も非常に大きく（図5）、社会的信頼性失墜によって経営破たんに繋がるケースもみられます。

このように、深刻な事態を引き起こしかねない飲酒運転。「飲酒運転根絶」は、運送事業に携わる者全ての責務であるといえます。

運送事業者は、乗務開始前・乗務終了後の点呼時にはアルコール検知器を使用し、ドライバーの酒気帯びの有無の確認を行う必要があります（図6）。

飲酒運転の根絶のため、全ト協策定『飲酒運転防止対策マニュアル』を活用し、事業所内での飲酒運転防止対策に万全を期してください。

図4 飲酒運転に対する罰則

事故を起こさなくても違反だけで

（道路交通法）

酒酔い運転

●5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金
●違反点数35点
＊免許取消し（3年間は免許が取得できない！）

酒気帯び運転

●3年以下の懲役
又は50万円以下の罰金

違反点数と行政処分

呼気１リットルにつき 0.25mg以上	25点	免許取消し（欠格期間２年）
呼気１リットルにつき 0.15mg以上0.25mg未満	13点	免許停止（９０日）

＊上記の行政処分は、いずれも前歴が０回の場合です。

飲酒運転で人身事故を起こすと

（自動車運転死傷行為処罰法）

危険運転致死傷罪

●アルコールの影響により正常な運転ができない状態で人身事故を起こすと
死亡事故 → １年以上20年以下の懲役
負傷事故 → 15年以下の懲役

●アルコールの影響により正常な運転ができないおそれのある状態で人身事故を起こすと
死亡事故 → 15年以下の懲役
負傷事故 → 12年以下の懲役

※飲酒運転による死傷事故後に、さらに飲酒をしたり、その場を離れて酔いをさますなどの飲酒の程度をごまかす行為をすると「過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪」が適用され、12年以下の懲役となります。

過失運転致死傷罪

●危険運転致死傷罪が適用されない場合でも、自動車の運転上必要な注意を怠り、人を死傷させると
７年以下の懲役もしくは禁錮
又は100万円以下の罰金

図5 飲酒運転に対する行政処分

事業停止
車両使用停止処分

運転者が飲酒運転を引き起こした場合	→	初違反　１００日車 再違反　２００日車

★上記行政処分に加えて、事業者の指導監督義務違反や下命・容認等があった場合は、下記の行政処分が行われます。

事業者が飲酒運転を下命・容認した場合	→	違反営業所に対して １４日間の事業停止
飲酒運転を伴う重大事故を引き起こし、かつ事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合	→	違反営業所に対して ７日間の事業停止
事業者が飲酒運転に係る指導監督義務違反の場合	→	違反営業所に対して ３日間の事業停止